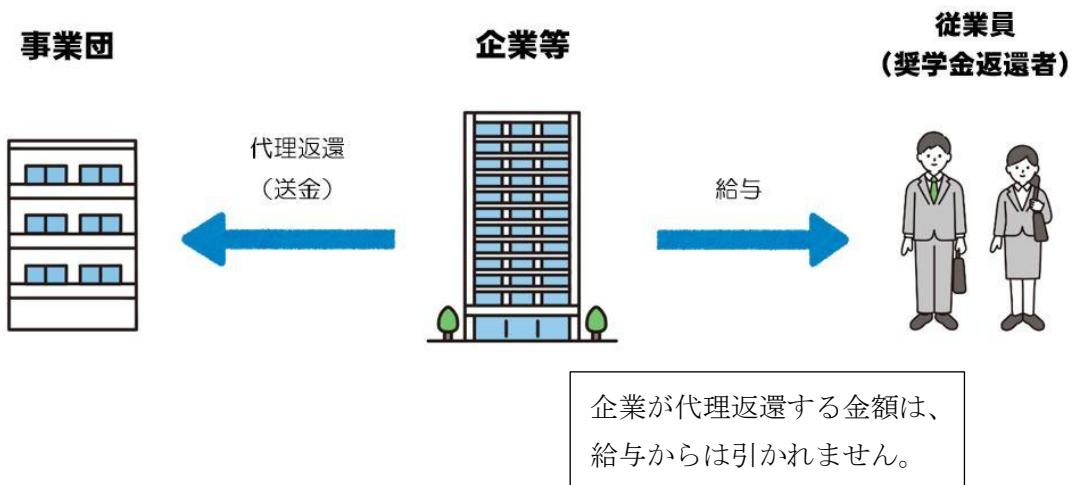


代理返還制度

企業等が本事業団の奨学金を受けていた従業員に代わって奨学金を返還する制度です。

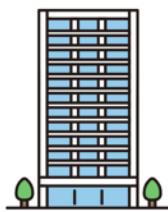
本制度は、企業等から直接本事業団へ送金していただきます。



代理返還制度の特徴

企業等にとって

- 従業員の奨学金返還による経済的な負担を減らすことにより、安心して働ける職場環境となり、人材確保や定着につながります。



従業員 (奨学金返還者) にとって

- 企業等に奨学金の返還を支援してもらうことによって、経済的な負担が軽減されます。
- 「学資に充てるため給付される金品」となるため、支援を受けた額の所得税は非課税となります。

(参考) [国税庁 HP 質疑応答](#)
[事例所得税](#)



支援企業を受け付けています

問い合わせ先：公益財団法人 群馬県教育文化事業団 奨学金課 TEL027(243)0411